

## 「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」の改訂方針案

第1回検討会で特に確認いただきたい事項		課題		改訂方針	確認をお願いする方	公表等の時期	
改訂が必要な項目		誰の	内容				
全体	1-1	最新の野鳥技術マニュアルへの対応	環境省	最新野鳥技術マニュアルの内容が反映されていない。	・現在の対応指針が作成された平成29年度以降における野鳥マニュアルの改訂内容を対応指針へ反映する。 ・対応レベルや遺伝子検査の内容等、基礎的な話も対応指針に載せる。	9月末の公表	
対応及び手順の明確化	2-1	フロー図の追加	飼養施設 自治体 環境省	対応指針は、疑い事例が発生した後の、飼養施設・行政における情報伝達や報道発表等の一連の手順が不明確であり、飼養施設・行政の理解と対応に時間を要した。	・飼養施設、自治体、国、検査機関における「感染疑い個体発見(発生)」から「対応完了」までのフロー図を追加する。 ・詳細はフロー図に沿った項目で対応指針に記載する。	・JAZA ・検査機関(大沼委員) ・昨シーズン対応をした自治体	9月末の公表
	2-2	遺伝子検査スケジュール、内容、送付方法の追加	飼養施設 自治体 環境省	遺伝子検査に関する記載がなく、理解や対応に時間を要した。	・野鳥の対応技術マニュアルに習い、検体の送付までの依頼手続きの方法、検体情報、添付様式、送付方法を記載する。 ・検査スケジュールは、到着してから3日程度で結果が出る旨と、土日対応不可であり、短期間で検査を希望する施設や自治体は、各自で体制を確保する旨を記載する。	・検査機関(大沼委員)	9月末の公表
	2-3	飼養鳥発生事例数のカウント方法	環境省	飼養鳥発生事例のカウント方法が未整理であった。	下記の様に記載する。 <b>&lt;検討会確認事項&gt;</b> ・同一発生日であっても種が異なる場合は別事例とする。 ・同じケージや池で管理していた飼養鳥は、同一事例としてカウントする旨記載する。 ・同一ケージで飼養していた種の最終発生日(異常を認めた日)から14日以内までに続発があった場合は、同一事例とする。 例1:1羽目異常発生(1日目)、2羽目異常発生(4日目)【同一事例】 例2:1羽目異常発生(1日目)、2羽目異常発生(16日目)【他事例】 例3:1羽目異常発生(1日目)、2羽目異常発生(4日目)、3羽目異常発生(16日目)【同一事例】		9月末の公表
	2-4	報道発表のタイミング	環境省	報道発表のタイミングを示していなかった。	・原則、簡易検査陽性だった場合に「疑い事例」として、遺伝子検査で高病原性陽性だった場合に「陽性確定」として、2回報道発表することを記載する。 ・飼養鳥は社会的な影響も大きいことから、発生事例が異なる場合は、その都度報道発表することを記載する。		9月末の公表
	2-5	「学校で飼育されている鳥が死亡した場合の取扱いについて」の調整	環境省	平成16年度の通知から変更がされていなく、学校飼養鳥の対応は家きん以外の鳥類についても家畜保健衛生所に対応することになっている。	<指針と別対応> 関係機関と調整中であり、その結果に応じた内容を対応指針に反映させる。		整理できた範囲で9月に公表
	2-6	簡易検査・遺伝子検査を行う条件の整理	飼養施設 行政	簡易検査及び遺伝子検査実施の考え方が整理されておらず、対応の判断をその都度行うことになり、遅延や対応の違いがあった。	対応指針に検査実施の考え方を記載する。 <b>&lt;本検討会確認事項&gt;</b> ・飼養鳥の健康状態の異変に気づけるよう、発生前から飼養鳥の健康状態に注意をはらうことの必要性を強調する。 ・国内発生時は、野鳥の検査優先種の考え方にとらわれず、飼養鳥の普段の健康状態から異変(重度の結膜炎、神経症状等)や異常死(突然死、複数羽同時死等)があった場合は、1羽から簡易検査の実施を推奨する。 ・簡易検査で陰性でも疑わしい症状(上記の異変や異常死等)がある場合は、環境省で行う遺伝子検査の実施を推奨する。※簡易検査では陰性となる場合があることを参考情報として明記する。 ・「簡易検査陽性個体」又は「疑わしい症状がある個体」と同所で飼養されていた希少種については、環境省で行う遺伝子検査の実施を推奨する。 ・飼養施設内で「簡易検査陽性個体」又は「疑わしい症状がある個体」が確認された場合、同居個体以外に、各動物園等で重要と考える種(希少種等)については、必要に応じて、無症状であっても簡易検査もしくは監視強化(確認頻度増等)を検討すること。		9月末の公表

改訂が必要な項目		課題		改訂方針	確認をお願いする方	公表等の時期	
		誰の	内容				
発生前の準備	3-1	発生前に自治体で準備しておくべきこと。	自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体間での連携や、発生した場合の備えが重要であり、本対応指針について自治体担当者が確認するシステムが必要。</li> <li>原則、施設の獣医やかかりつけ動物病院の獣医師が簡易検査を実施するが、個人やペットショップ等でたときは、自治体で対応も求められるケースも想定される。</li> </ul>	<p>下記のことを対応指針に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常時において、対応指針を確認した上で、自治体内の連絡体制や発生時の流れを確認し、体制を整えておくこと。</li> <li>・検査薬や検体発送容器等の確保について確認しておくこと。</li> </ul> <p>&lt;指針と別対応&gt;</p> <p>動物愛護管理室が行う全自治体向けの会議や、研修等で対応指針に基づいた準備を呼びかけていく。</p>		9月末の公表
	3-2	飼養施設における有効な対策の強化	飼養施設	<p>昨シーズン過去最大の発生箇所であったことから、対策の強化が必要。</p>	<p>飼養施設における対策の強化に向け、発生前及び発生後の観点で整理し、以下のようなイメージで有効な対策を取りまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生前：野鳥（一般鳥も含む）及び哺乳類の侵入防止、飼料・水等からの伝播防止、飼養鳥の観察、飼養者による交差汚染の防止</li> <li>・発生後：飼養者及び車両や機器による交差汚染の防止、水による汚染防止。</li> </ul>	・JAZA	整理できた範囲で9月に公表
	3-3	園内における死亡野鳥の対応	飼養施設	<p>昨シーズンの発生事例では、発生前に野鳥の死亡が確認されていた飼養施設があった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内発生時において、飼養施設の敷地内にて、原因不明の死亡野鳥が確認された場合、早期排除と消毒、自治体の野鳥の管轄部局に連絡することを追加する。</li> <li>・併せて、警戒態勢を強める。</li> </ul>		9月末の公表
発生後の適切な対応	4-1	隔離飼養の方法	飼養施設	<p>飼養施設によって、広さも配置も異なるため、隔離の方法や考え方が異なる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隔離飼養に対する考え方を整理し、追加する。一般化した図や写真で示すことも検討する。</li> </ul> <p>&lt;検討会確認事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「隔離飼養」とは、他個体とは別の部屋による飼養若しくは感染が疑われる個体専用のケージで、個体毎若しくは群れ毎等で飼養を行うこととし、野鳥や小動物及びその糞便に接触させないようにする。</li> <li>・同一種の群れや混合飼養等の複数個体を同じ部屋で隔離飼養する場合、1個体が発症した際は、発症していない他個体についても感染した可能性が高いと考え対応する必要がある。</li> <li>・ただし、感染が疑われる個体と希少種が同一建屋で飼養されている場合、希少種を隔離する等の対策を検討する。</li> <li>・なお、網だけでしきられた部屋や排水が各部屋を経由する形状の部屋、飼養者が対策せずに飼養鳥と接触する場合は、ウイルスが伝播する可能性があり、同じ部屋による飼養と同条件となるため、隔離飼養とはみなされないことに留意する。</li> </ul>	・JAZA	整理できた範囲で9月に公表
	4-2	殺処分及び治療の考え方	飼養施設 環境省	<p>殺処分や治療に対する考え方は飼養施設により異なる。また、飼養施設の設備や周辺環境等、状況は様々であるため、一律に殺処分や治療といった方針には出来ない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野鳥マニュアルの記載内容と整合を図る。</li> <li>・「高病原性鳥インフルエンザ対策としての 希少鳥類への抗ウイルス薬投与に当たっての論点整理(たたき台)」に準じて対応する旨を記載する。</li> <li>・治療薬を用いた例として、迫田委員の論文や円山動物園での治験を参考資料として添付する。</li> <li>・各飼養施設の判断できるよう、参考となる考え方を追加する。</li> </ul> <p>&lt;検討会確認事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・殺処分及び治療の判断は、隔離施設や人員を用意できるのか、治療が感染拡大のリスクがある行為であることを理解の上、獣医師の所見を踏まえ各飼養施設が判断する。</li> <li>・検査方法(簡易検査、遺伝子検査)や検査時期によって結果が異なる理由を理解し、感染個体や群が、感染からどの程度経過しているかを考え、各飼養施設で対応を検討する。</li> <li>○殺処分する理由 <ul style="list-style-type: none"> <li>-感染拡大防止の観点(十分な隔離飼養が行えない、感染個体が多く治療が行えない等)、衰弱しており回復が期待できない等が考えられる。</li> </ul> </li> <li>○治療する理由 <ul style="list-style-type: none"> <li>-希少種等の重要な種である等が考えられる。</li> </ul> </li> <li>・希少種の治療の開始は、担当獣医師等の判断で開始して差し支えない旨を記載する。</li> </ul>		整理できた範囲で9月に公表
	4-3	開園の考え方について	飼養施設	<p>飼養施設毎に状況が異なるため、一律の基準を示すことが難しく、部分開園や長期間の開園など開園の判断が難しい。</p>	<p>下記の考え方を対応指針に記載する。</p> <p>&lt;検討会確認事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開園の目的(迅速な防疫措置の実施、他の飼養鳥への感染拡大の防止、園外へのウイルスの持ち出しによる感染拡大の防止)を満たす範囲で、部分開園及び全面開園の判断を各飼養施設で行うこと。</li> <li>・園内からウイルスを完全に排除することは不可能であるため、ウイルス完全排除を開園の条件とした考え方はしない方がよい旨。</li> </ul>		整理できた範囲で9月に公表
	4-4	感染が疑われる飼養鳥を取扱う飼養者等の留意事項	環境省	<p>感染が疑われる飼養鳥について飼養者等が取扱う際の注意事項が項目毎に記載されており、対応方針等がわかりづらい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針を参考に、施設規模等に留意の上、職員への感染予防と職員による感染拡大防止のための注意事項について、わかりやすいレイアウトで整理し、追加する。</li> </ul>		9月末の公表

改訂が必要な項目		課題		改訂方針	確認をお願いする方	公表等の時期	
		誰の	内容				
情報発信と蓄積	5-1	環境省現地調査の内容	環境省	環境省現地調査で必要な調査内容が整理されていない。	<p>&lt;指針と別対応&gt; 他自治体、飼養施設へ情報をフィードバックし、注意喚起や対策等につなげてもらうこと、蓄積した情報を、対応方針に反映させることを目的とし、環境省現地調査の視点・箇所等について整理する。</p> <p>&lt;検討会確認事項&gt; ヒアリング結果では、下記の情報が必要とのことだったが、他に必要な観点があれば、ご意見いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内: ウイルスの侵入経路(発生の原因)、飼養鳥の感染状況、開園に向けた対策状況、発生前の管理状況(人、物、飼養鳥の動き)、次の発生を防ぐための対策状況 等</li> <li>・施設外: 周辺の野鳥感染状況 等</li> </ul>		9月末までに整理
	5-2	過去の発生事例の整理	環境省	感染経路は多種多様であり、飼養施設や自治体が具体的な事例を把握し、理解を深め対応をすることが重要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼養施設が特定されない概要(一般化した内容)を対応指針の添付資料とし、詳細な発生の内容は、環境省内部資料として保存し、必要に応じて関係行政機関等へ提供する。</li> </ul> <p>&lt;検討会確認事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・案を作成したため、ご意見いただきたい。</li> <li>・公表範囲は、全てとするか、行政機関及び指導対象となる飼養施設までとするか、ご意見いただきたい。</li> </ul>	・発生した飼養施設	整理できた範囲で9月に公表
その他	6-1	哺乳類の注意喚起	環境省	海外では飼養哺乳類における発生が確認されており、飼養施設は、哺乳類の感染症対応についても留意が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外における発生事例を記載し、注意喚起を行う。</li> <li>・野鳥の対応技術マニュアルに記載のある種を引用する。</li> </ul>		9月末の公表
	6-2	普及啓発の対応	環境省	飼養鳥の病原性鳥インフルエンザに関する普及啓発資料等がない。	<p>&lt;指針と別対応&gt; 環境省において、飼養鳥の病原性鳥インフルエンザに関する普及啓発資料を作成し、動物園とも連携して普及啓発を行っていく。</p>		R5年度内
	6-3	関係機関との連携	環境省	法律上の問題等で多様な部署に管轄が分かれている。各部署では対応しているが、全体的な共通認識を持たず部署毎に対応するため、抜けている視点や連携体制について議論がされる場がない。	<p>&lt;指針と別対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥インフルエンザ対応については、野鳥が運んでくることに起因し、各省各課室共通認識をもち役割に応じた対応を連携して行っているところ。</li> <li>・飼養鳥では、家さん及び野鳥にも関わる共通の専門家にも、協力いただいております。引き続きご意見やご指摘に対して、関係機関とも相談の上、連携して対応する。</li> </ul>		